

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(平成十二年五月三十一日法律第百四号)

(解体工事業者の登録)

第二十一条 解体工事業を営もうとする者(建設業法 別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第三条第一項 の許可を受けた者を除く。)は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。